

発行者の決定事項等に関する通知要領

【振替受益権の発行者】

2015年1月

株式会社証券保管振替機構

目次

第1 総説

1. 本通知要領について 3
2. 通知方法 3
3. 通知すべき時期 3
4. 通知の変更・訂正・取消し 4
5. Target 保振サイトによる通知の責任 4
6. 障害発生時の取扱い 4

第2 振替受益権の発行者の通知事項

1. 振替受益権の発行 4
2. 受託者の任務の終了事由の発生 5
3. 新受託者の選任 6
4. 振替受益権の併合 6
5. 振替受益権の分割 6
6. 信託の併合 7
7. 吸収信託分割 7
8. 新規信託分割 7
9. 受益証券発行信託に係る契約の変更 8
10. 受益者集会の招集 8
11. 受益者の権利を確定させるための日の設定 8
12. 届出事項の変更 9
 - (1) 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名の変更
 - (2) 情報取扱責任者等の変更
 - (3) その他届出事項の変更
 - a 振替受益権の銘柄名
 - b 受益者名簿管理人
 - c 受益証券発行信託の計算期日
 - d 受益証券発行信託に係る契約の期間
 - e 金融商品取引所における振替受益権の売買単位
 - f 指定転換請求者
 - g 上場する金融商品取引所
 - h 株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への振込指定の可否

i	調整受益権数（発行者分）の記録先口座	
j	振替受益権の公示の内容	
13.	特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払	10
14.	金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生	10
15.	振替受益権に関する権利及びその取扱いに係る重要な事項の決定	10
16.	振替受益権に関する重要な事実の発生	11
17.	その他機構が別に定める事項	11

内 容	備 考
<p>第1 総説</p> <p>1. 本通知要領について 本通知要領は、振替受益権の発行者が、振替受益権に係る受益証券発行信託に係る契約の変更その他の規則で定める事項について、決定等を行った場合又は当該通知事項が生じた場合に、その内容を機構に通知しなければならないときの具体的な通知方法等を定めています。</p> <p>2. 通知方法 振替受益権の発行者の決定等の通知は、Target 保振サイトを用いて行ってください。Target 保振サイトによる具体的な通知方法は、以下の二つです。</p> <p>(1) 開示資料の代用による通知 適時開示資料の記載対象となる内容については、適時開示を行い、Target 保振サイトの書類提出画面の備考欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載する方法により、機構に対し通知いただくことが可能です。なお、書類提出画面から開示資料をアップロードいただいても構いません。</p> <p>(2) 所定の書式の提出による通知 適時開示資料の記載対象とならない内容については、機構が定める所定の書式に通知内容を記載した上でPDF化し、当該PDFのファイルを添付し通知してください。所定の書式は、機構のホームページから取得できます。</p> <p>なお、Target 保振サイトへのログインは、振替受益権の発行者として付与された Target ID (LC で始まる ID) により行ってください。</p> <p>3. 通知すべき時期 (1) 適時開示等の対象となる通知事項 適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、適時開示又は法定公告後、速やかに通知を行ってください。</p>	<p>※ 「株式等の振替に関する業務規程」第12条第1項、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」第6条及び「株式等振替制度に係る業務処理要領」第1章第2節をご参照ください。</p> <p>※ 所定の書式に開示資料の標題及び開示日時を記載して通知いただくことも可能です（書式に開示資料について記載する項目がない場合には、「添付書類等」の欄に記載してください。）。</p> <p>※ 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名の変更の通知の場合には、振替受益権の発行者以外の参加形態において付与された Target ID (UG で始まる ID) により行ってください（詳細は、第2の12.(1)参照）。</p> <p>※ 特段の事情等により機構に対し速やかな通知が困難な場合には、事前にご相談ください。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 適時開示等の対象とならない通知事項 適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、決定等を行った後又は当該通知事項が生じた後、速やかに通知を行ってください。</p> <p>4. 通知の変更・訂正・取消し</p> <p>(1) 通知の変更又は訂正 機構に対し通知した事項について、変更又は訂正を行う場合には、速やかに、所定の書式に、変更又は訂正の内容を記載して通知してください。</p> <p>(2) 通知の取消し 機構に対し通知した事項について、取消しを行う場合には、速やかに、所定の書式に、取消しを行う旨を記載して通知してください。</p> <p>5. Target 保振サイトによる通知の責任 Target 保振サイトにより通知する内容については、通知を行った振替受益権の発行者の責任となります。 Target ID の悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。</p> <p>6. 障害発生時の取扱い 通信回線又は Target システムの障害により、Target 保振サイトによる通知ができない場合には、障害復旧までの間、Fax 又は書面による一時的な通知が必要となります。一時的な通知を行った場合には、障害復旧後、改めて Target 保振サイトによる通知が必要となります。</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST 96-03)</p> <p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST 96-03)</p>
<p>第2 振替受益権の発行者の通知事項</p>	
<p>1. 振替受益権の発行 振替受益権の発行（追加発行を行う場合を除きます。）を決定した場合には、原則として金融商品取引所が上場承認を公表した日に、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「新規取扱銘柄の発行」となります。)</p> <p>(1) 通知項目</p> <p>a 「発行者の決定事項等の通知（新規発行用）」に記載する通知項目</p> <p>(a) 発行する受益証券発行信託の受益権の銘柄及び証券コード</p> <p>(b) 発行者兼受託者の商号又は名称</p> <p>(c) 受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称</p> <p>(d) 振替受益権に係る受益証券発行信託の当初設定日</p> <p>(e) 受益証券発行信託の計算期日</p> <p>(f) 受益証券発行信託に係る契約の期間</p> <p>(g) 金融商品取引所における振替受益権の売買単位</p>	<p>※ (a) から (1) までの通知については、通知書式「発行者の決定事項等の通知（新規発行用）」(ST96-01)</p> <p>※ 振替受益権の発行者が複数いる場合には、いずれかの発行者のみ</p>

内 容	備 考
<p>(h) 指定転換請求者の商号又は名称 (i) 上場する金融商品取引所 (j) 株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への振込指定の可否 (k) 発行する振替受益権の数 (l) 調整受益権数（発行者分）の記録先口座 (m) 情報取扱責任者の連絡先</p> <p>b 「銘柄情報通知フォーマット」に記載する通知項目振替受益権の公示の内容</p> <p>(2) 添付する書類 a 受益証券発行信託に係る契約 b Target システム利用申込書【機構が必要と認める場合のみ】</p>	<p>が通知項目及び添付書類の通知又は届出を行ってください。</p> <p>※ 振替受益権が TOKYO PRO Market に上場する場合であって、かつ、情報取扱責任者として担当 J-Adviser の担当者を届け出る場合に限り（届出書面「情報取扱責任者選任届出書兼機構との連絡担当部署及び緊急時連絡用 Fax 番号の届出書（機構に対する通知等を他の会社に委託する場合）」（ST99-08-01）参照）。</p> <p>※ 届出書面「銘柄情報通知フォーマット」（S T07-03）</p> <p>※ 届出書面「Target システム利用申込書【株式等振替制度発行者（東証上場）用】」（KY 05）又は「Target システム利用申込書【株式等振替制度発行者（東証以外上場）用】」（KY 06）</p>
<p>2. 受託者の任務の終了事由の発生 受託者の任務の終了事由（信託法第 56 条第 1 項各号に掲げる事由をいいます。）が発生した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 a 受託者の任務の終了事由 b 受託者の任務の終了事由の発生日</p> <p>(2) 添付する書類 受託者の任務終了及び終了事由等が分かるもの（プレスリリー</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」（ST 96-03）</p>

内 容	備 考
<p>ス等)</p> <p>3. 新受託者の選任 新受託者の選任を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 a 受託者の変更日 b 前受託者の商号又は名称 c 新受託者の商号又は名称</p> <p>(2) 添付する書類 a 新受託者の選任が行われた旨及びその内容が分かるもの（プレスリリース等） b 受託者変更後の受益証券発行信託に係る契約</p> <p>4. 振替受益権の併合 振替受益権の併合を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 a 併合に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード b 減少比率（受益権の併合後の振替受益権の数／受益権の併合前の振替受益権の数） c 効力発生日 d 振替受益権の併合に係る権利確定日 e 振替受益権の併合に係る手続日程</p> <p>(2) 添付する書類 振替受益権併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p> <p>5. 振替受益権の分割 振替受益権の分割を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 a 分割に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード b 増加比率（受益権の分割後の振替受益権の数／受益権の分割前の振替受益権の数） c 効力発生日 d 振替受益権の分割に係る権利確定日 e 振替受益権の分割に係る手続日程</p> <p>(2) 添付する書類 振替受益権分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST 96-03)</p> <p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST 96-03)</p> <p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST 96-03)</p>

内 容	備 考
<p>6. 信託の併合</p> <p>信託の併合を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。)</p> <p>(1) 通知項目</p> <ul style="list-style-type: none"> a 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード b 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード c 割当比率 (a の振替受益権の総数 / b の振替受益権の総数) d 信託の併合の日程 e 信託の併合がその効力を生じる日 f 全部抹消する日【振替受益権でない受益権を交付するときのみ】 g a の振替受益権のうち当該信託の併合により新たに生じるものの総数及び受益権の内容【振替受益権である受益権を交付するときのみ】 h 一の従前の信託の受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して、当該従前の信託の受益者に対し振替受益権を交付するときは、その旨 <p>(2) 添付する書類</p> <p>信託の併合の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p>
<p>7. 吸収信託分割</p> <p>吸収信託分割を決定した場合 (交付する承継信託の受益権が振替受益権である場合に限り) には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。)</p> <p>(1) 通知項目</p> <ul style="list-style-type: none"> a 分割信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード b 分割信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード c 割当比率 (a の振替受益権の総数 / b の振替受益権の総数) d 吸収信託分割の日程 e 吸収信託分割がその効力を生じる日 f a の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものの総数及び受益権の内容 <p>(2) 添付する書類</p> <p>吸収信託分割の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p>
<p>8. 新規信託分割</p> <p>新規信託分割 (交付する新規信託分割後の新たな信託の受益権が振替受益権である場合に限り) を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p>

内 容	備 考
<p>生」となります。)</p> <p>(1) 通知項目</p> <p>a 従前の信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>b 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>c 割当比率 (a の振替受益権の総数 / b の振替受益権の総数)</p> <p>d 新規信託分割の日程</p> <p>e 信託の分割がその効力を生じる日</p> <p>f a の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものの総数及び受益権の内容</p> <p>(2) 添付する書類 新規信託分割の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	
<p>9. 受益証券発行信託に係る契約の変更</p> <p>受益証券発行信託に係る契約の変更を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「信託契約の変更」となります。)</p> <p>(1) 通知項目</p> <p>a 受益証券発行信託に係る契約の変更日</p> <p>b 変更の内容</p> <p>(2) 添付する書類 変更後の受益証券発行信託に係る契約</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p>
<p>10. 受益者集会の招集</p> <p>受益者集会の招集 (受益者集会に準ずるものを含みます。以下同じ。) について、振替受益権の発行者 (受託者) が招集する場合には、決定後、信託監督人又は受益者が招集する場合には、受託者が受益者集会の招集を知った後、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p> <p>(1) 通知項目</p> <p>a 受益者集会の招集に係る権利確定日</p> <p>b 受益者集会において受益者が行使できる権利の内容</p> <p>(2) 添付する書類 受益者集会についての内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p>
<p>11. 受益者の権利を確定させるための日の設定</p> <p>受益者の権利を確定させるための日の設定を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「総受益者通知事由の発生」となります。)</p> <p>(1) 通知項目</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p>

内 容	備 考
<p>a 受益者の権利を確定させるための日 b 受益者を確定する理由</p> <p>(2) 添付する書類 受益者の権利を確定させるための日についての内容の分かるもの (プレスリリース等)</p> <p>12. 届出事項の変更</p> <p>(1) 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名の変更 商号、登記上の本店所在地又は代表者の役職・氏名の変更を決定した場合には、所定の書式に通知項目を記載し、通知してください。 また、登記後速やかに、bの書類を通知してください。 (Target保振サイトへのログインは、<u>振替受益権の発行者以外の参加形態（他制度のものも含まれます。）</u>において付与されたTarget ID (UGで始まるID) により、行ってください。)</p> <p>a 通知項目 (a) 変更後の内容 (b) 変更日</p> <p>b 添付する書類 登記事項証明書</p> <p>(2) 情報取扱責任者等の変更 情報取扱責任者の変更（部署及び連絡先の変更を含みます。）、機構との連絡担当部署又は緊急時連絡先 Fax 番号の変更を行う場合には、所定の書式に変更後の内容を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「届出事項の変更」となります。)</p> <p>(3) その他届出事項の変更 下記 a から j までの事項の変更を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「届出事項の変更」となります。)</p> <p>a 振替受益権の銘柄名 b 受益者名簿管理人 c 受益証券発行信託の計算期日 d 受益証券発行信託に係る契約の期間</p>	<p>※ 通知書式「共通事項に係る変更届出書」(KY01)</p> <p>※ 当該 Target ID は、振替受益権の発行者として付与された Target ID (LC で始まる ID) とは別の ID となります。</p> <p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（情報取扱責任者等変更用）」(ST96-02)</p> <p>※ TOKYO PRO Market が定める担当 J-Adviser の担当者に係る届出を変更する場合には、当該書式の備考欄に、その旨及び変更の対象となる銘柄及び銘柄コードを記載してください。</p> <p>※ a から i までの届出事項の変更の場合には、通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST96-03)</p>

内 容	備 考
<p>e 金融商品取引所における振替受益権の売買単位 f 指定転換請求者 g 上場する金融商品取引所 h 株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への振込指定の可否</p> <p>i 調整受益権数（発行者分）の記録先口座 j 振替受益権の公示の内容</p> <p>(a) 通知項目 イ 変更の内容 ロ 変更日</p> <p>(b) 添付する書類 変更後の受益証券発行信託に係る契約【b、c又はfの事項の変更の場合のみ】</p>	<p>※ 変更日の2営業日前の日までに御通知ください。</p> <p>※ 通知書式「銘柄情報通知フォーマット」(ST07-03)</p>
<p>13. 特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払 特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払の決定をした場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払の決定</p> <p>(2) 添付する書類 特定の銘柄の受益債権に係るすべての債務の支払を行うこと及び当該支払いに係る日程の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST96-03)</p>
<p>14. 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 上場廃止の原因となる事実の内容</p> <p>(2) 添付する書類 上場廃止の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST96-03)</p>
<p>15. 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項の決定 1. から 14. までに掲げる場合を除いて、振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項を決定した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項用）」(ST96-03)</p>

内 容	備 考
<p>(2) 添付する書類 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項についての内容の分かるもの (プレスリリース等)</p> <p>16. 振替受益権に関する重要な事実の発生 1. から 15. までに掲げる場合を除いて、振替受益権に関する重要な事実が発生した場合には、所定の書式に次の通知項目を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p> <p>(1) 通知項目 振替受益権に関する重要な事実の内容</p> <p>(2) 添付する書類 振替受益権に関する重要な事実の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p> <p>17. その他機構が別に定める場合 1. から 16. までに掲げる場合を除いて、機構が別に定める場合に該当するときは、所定の書式にその内容を記載し、通知してください。 (Target 保振サイトで選択する通知事項は、「その他」となります。)</p>	<p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p> <p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知 (その他通知事項用)」(ST 96-03)</p> <p>※ 17. その他機構が別に定める場合を定めたときは、発行会社通知等で御連絡します。</p>

以 上